

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12（2000）年に介護保険制度が創設されてから20年以上が経過し、介護保険制度は高齢者の介護になくてはならないものとして定着しました。昭和22（1947）年から昭和24（1949）年生まれの団塊の世代が、令和7（2025）年までに後期高齢者となり、さらに令和17（2035）年からは85歳以上となることから、要介護状態となる高齢者が増えることが見込まれています。そのため、医療や介護、福祉などに関わる社会保障制度は大きな転換期を迎え、「地域包括ケア」を核とした地域社会での共生の実現に向けた支援へと姿を変えようとしています。

また、令和2（2020）年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布されました。

社会福祉法では、国および地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講じるよう努めるとともに、それらの措置の推進にあたっては、保健医療、労働、教育、住まいおよび地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないことと明記されました。また、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業ならびに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、および生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民およびその世帯に対する支援体制ならびに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることなどが定められました。

本市においても、令和7（2025）年の高齢化率は約30%となり、高齢者1人を現役世代（15歳から64歳）1.9人で支えることとなります。さらに人口構成が激変する令和22（2040）年には、高齢者1人を現役世代1.6人で支えることになる見込みです。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急減する令和22（2040）年を見据え、今後、より一層市民および行政等が協働し、地域全体で、高齢者が抱える生活課題を解決していくことができるような支援体制を整備していくことが重要になっています。

以上のような国の動向や本市の高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市で取り組む「健康」「予防」「介護」「生活支援」などの高齢者施策全般に関わる事業について、市民や関係機関などと連携しながら更なる充実・改善を図っていくために、新たな「佐賀市高齢者保健福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」であり、介護保険の給付対象および給付対象外の高齢者の介護予防や福祉事業を含めた地域における高齢者保健福祉事業全般にかかる計画として位置づけられます。

一方、介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」は、介護保険事業の円滑な実施に関する計画として、「市町村老人福祉計画」との強い連携が求められる計画ですが、佐賀市の介護保険の保険者である佐賀中部広域連合（構成市町：佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町）が策定することになります。

#### ■老人福祉計画と介護保険事業計画の位置づけ

#### 「市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）」

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

#### 「市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）」

適正な介護保険サービスの実施量および地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

佐賀市では、高齢者が地域で安心して生活していくためには、高齢者の心身の健康づくりを推進することが重要であること、健康づくりと介護予防が密接不可分な関係にあると言っても過言ではないことから、今回策定する計画についても、高齢者の保健福祉に関する総合的な計画とします。

#### ■各法律の詳細

老人福祉法  
第20条の8

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

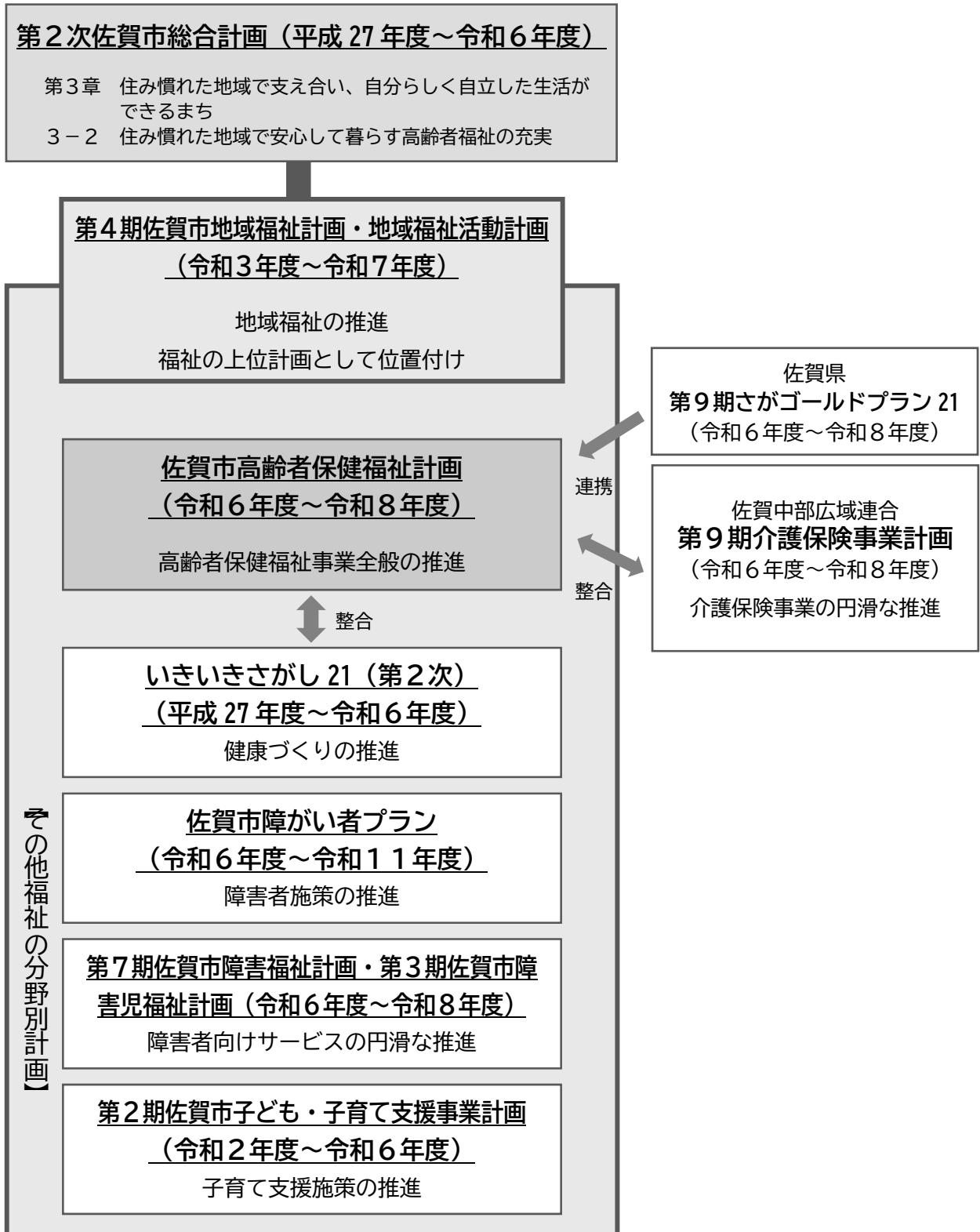
介護保険法  
第117条

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

## 2 関連計画との連携

本計画は、第2次総合計画の個別計画としての性格を有しますが、地域福祉計画などの他の関連する計画との整合や連携を図るものとします。本計画と関係する計画との位置付けは次のとおりです。

### ■ 関連計画との整合イメージ図



## 第 3 節 計画の期間

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして策定することとなっています。また、介護保険事業計画は、介護保険法の規定により計画期間を3年として定めることとなっています。

そうしたことから、本計画は、佐賀中部広域連合が定める第9期介護保険事業計画に合わせて、始期を令和6（2024）年度として、目標を令和8（2026）年度とした3か年計画とします。

また、中長期的な視点として、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030		R22 2040
計画期間	第8期											
				第9期（本計画）								
							第10期			.....		

## 第4節 計画の策定方法と進行管理

### 1 計画への住民意見の反映

佐賀市の高齢者の生活課題や健康課題の解決に向けた取り組みを進めるためには、少子高齢化の社会問題を誰もが自分自身の身近な課題として受け止めるという意識が必要です。そのためには、市民が主役となって行政と協働しながらともに支え合っていく仕組みづくりをすすめていくことが大切になります。

このようなことから、本計画は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から高齢者の健康状況やニーズを把握するとともに、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者の参加、ならびに地域住民の意見を反映させるため、市民代表などの参加を得て「佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置しました。また、パブリックコメント制度を活用して、住民の意見の反映に努めます。

### 2 計画の進行管理

本計画の実施状況については、高齢者保健福祉計画主管課（高齢福祉課）を中心に、計画の実施および進捗状況の点検を行い、成果に対する検証を行いながら取り組みを改善しつつ、計画を推進します。

また、住民の意識の変化、高齢者の保健福祉を取り巻く社会的な動向、介護保険制度の見直しなどに応じて、弾力的かつ柔軟な運用を図ります。